

令和8年度持続可能な観光地づくり推進事業（ルール・マナー等啓発）委託業務 企画提案指示書

1 委託業務名

令和8年度持続可能な観光地づくり推進事業（ルール・マナー等啓発）委託業務

2 目的

本道観光の入込客数は、インバウンドを中心に堅調に推移しているが、一部地域では、混雑やルール・マナー違反などが顕在化し、自然環境や地域住民の生活への影響が懸念されている。そこで、来道する観光客などへ、本道を観光する上での留意事項や配慮事項などを旅マエ、旅ナカにおいて効果的に啓発することにより、観光客の分散や地域資源の保全、地域住民との共生に向けた意識向上を促し、本道観光の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 道内各地域でのルール・マナー違反などの実態調査
- (2) ルール・マナー啓発に係るショート動画・リーフレットの作成
- (3) ルール・マナーの啓発の実施
- (4) 観光事業者等向け対応資材の作成（紙・電子データ）
- (5) 実績報告書の作成

4 業務内容

- (1) 道内各地域でのルール・マナー違反などの実態調査
道内市町村の観光地での混雑やルール・マナー違反などの事例の調査を行い、適格かつ効果的な啓発を行うための基礎資料とする。

※道内市町村、観光関連団体や観光施設など幅広く調査を行うこと。

- (2) ルール・マナー啓発に係るショート動画・リーフレットの作成

ア. ショート動画の作成

道内各地域の特性や季節・場面に応じて自由に組み合わせることが可能なルール・マナーなどに係る啓発ショート動画を作成し、道内市町村や観光関係団体や事業者へ提供する。合わせて、地域の観光団体など（30者程度）へ動画上映用サイネージ機材を貸与する。

<動画制作の考え方>

- ・主として外国人観光客を対象とすること。
- ・ドライブ、スキー、登山、宿泊、生活環境への配慮など、季節や場面に応じたテーマを設定した上で、1テーマあたり10秒から15秒程度の動画を制作し、各地域の要望により自由に組み合わせが可能なものとする。
- ・観光客の目を惹きつけるため、本道の自然や名勝地、キャラクターなどを使用し、柔らかい表現で行動変容を促すような工夫を行うこと。
- ・行動を抑制するだけでなく、本道の価値や魅力を伝えながら、来道に対する歓迎やマナー遵守して北海道を満喫していただきたいといった観点を盛り込むよう工夫すること。

- ・動画のテーマや制作数、動画の提供先や放映想定場所などを具体的に提案すること。動画については、実写・アニメなどは問わないが、全て一貫したフォーマットに基づいて作成し、作成する動画は30テーマ以上とする。
- ・使用する言語は5カ国語（日本語・英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語）、または、言語によらず理解可能な内容とすること。

イ. 啓発リーフレットの作成

(1) の調査結果を踏まえ、ルール・マナー啓発リーフレット（紙・電子データ）を作成する。

<リーフレット制作の考え方>

- ・主として外国人観光客を対象とすること。
- ・観光客の目を惹きつけるため、本道の自然や名勝地、キャラクターなどを使用し、柔らかい表現で行動変容を促すような工夫を行うこと。
- ・使用する言語は5カ国語（日本語・英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語）、または、言語によらず理解可能な内容とすること。
- ・チラシに加え、デジタルサイネージやWEB広告、SNSなどでの配信、各種紙面への掲載など啓発の手法を考慮した電子データを作成すること。

(3) ルール・マナーの啓発の実施

(2) により作成した動画やリーフレットの活用などにより、旅マエ、旅ナカで、インバウンドを中心とした観光客に対して、広く周知するための情報発信を行う。

<啓発実施の考え方>

- ・WEB広告を活用した情報発信
- ・インフルエンサー等との連携による情報発信
- ・航空会社などと連携した情報発信
- ・道内空港、鉄道駅、中心市街地、観光地などでのデジタルサイネージ掲出やリーフレットの配架

※上記情報発信に係る具体的な手法等について提案すること。

※上記を基本とし、その他効果的な情報発信手法を検討し、その具体内容について、提案すること

※リーフレットや動画の完成までの間に啓発を行う場合は、「令和7年度持続可能な観光地づくり推進事業 オーバーツーリズム調査（啓発）」（実施事業者：北海道観光機構）の成果物であるリーフレットを道より提供する。

(4) 観光事業者等向け対応資材の作成

観光事業者等が活用可能な、個別のシーン毎に観光客等に注意喚起を促す資材を作成する。（例. 飲食店における卓上POP、外国人観光客が利用するレンタカーに貼るマグネットシート、屋外でのポイ捨て等を促す立て看板等）

<表示作成の考え方>

- ・立ち入り禁止、ゴミ捨て禁止、静粛に、など個別のシーンを想定した注意喚起を促す表示を作成すること。
- ・個別のシーンは(1)で実施する事例を基にするなど地域のニーズを踏まえたものである

ること。

- ・観光客の目を惹きつけるため、キャラクターを使用するなどし、柔らかい表現で行動変容を促すような工夫を行うこと。
- ・表示は屋内・屋外双方で使用することを前提とし、屋外で使用するものについては、破損しづらい構造などを工夫すること
- ・誰でも活用できるように、道のホームページなどでダウンロード可能なデータも準備すること

※表示するシーンや制作数、提供先や掲示想定場所などを具体的に提案すること。

(5) 実績報告書の作成

事業終了後、速やかに実績報告書を作成し、A4判1部（両面2in1印刷でも構わない）及び電子媒体に保存して提出すること。

5 成果物の著作権等

契約履行過程で生じた成果物の著作権は、北海道に帰属する。

ただし、北海道に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に北海道の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、北海道は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

6 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月10日（水）までとする。

7 予算上限額

59,394千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

令和8年北海道議会第一回定例会の議決前であり、また本事業は、国の補助事業の採択決定前の準備行為として行うことから国の採択の可否や北海道議会における議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

8 審査基準

審査の具体的項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目		配点
(1) 業務遂行能力全般		
ア	提案者の事業内容やこれまでの実績等から、本業務を確実に遂行できることが期待できるか。	10点
イ	業務を確実に実施するのに必要かつ十分な体制となっているか。	10点
ウ	業務の実施スケジュールが適切か。	10点
(2) 企画提案内容		
ア	道内各地域の実態調査は各地の課題を適切に把握可能な内容か	20点
イ	ルール・マナー啓発に係るショート動画やリーフレットの作成は〈作成の考え方〉に沿った内容であるか、またテーマの設定などについて、効果的な内容になっているか。	10点

ウ	ルール・マナー啓発の手法や実施内容は効果的か。	10点
エ	観光事業者等向け対応資材の製作・配布の手法は適切か	10点
オ	目標を達成するための他にはない独自の工夫があるか。	10点
(3) 道施策との適合性		
ア	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。	4点
イ	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。	1点
ウ	国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。	5点

9 選定業者数

1者を選定する。

10 企画提案者の参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものを、その構成員に含むものであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コン

ソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

11 参加表明書の提出

事業の企画提案への参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書（別紙1-1、1-2、1-3）

添付資料ア～エ（※エは必要に応じて）

ア 参加表明をする者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書

イ 税の滞納がないことを証する都道府県税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ウ 健康保険、厚生年金、雇用保険について支払い義務を履行していることを証する納付証明書等（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書（別添様式）を提出すること。）

エ 参加表明をする者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し

(2) 提出部数

参加表明書、添付資料とも1部

(3) 提出期限

令和8年（2026年）4月14日（火）15時（必着）

(4) 提出場所

「17 問い合わせ」先まで

(5) 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

12 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、北海道から提出の要請を受けた者は、次の必要書類を提出すること。

(1) 必要書類

企画提案書（別紙2、3）、付属資料（A4サイズの任意様式）

(2) 提出部数

企画提案書、付属資料とも8部

※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。文中にも記載しないよう注意すること（13 企画提案書の作成方法に留意すること）。

※「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書（写し）、「障がい者就労支援企業認証制度」の認証書（写し）、「パートナーシップ構築宣言」の宣言書（写し）は、1部

(3) 提出期限

令和8年（2026年）4月21日（木）15時（必着）

(4) 提出場所

「17 問い合わせ」先まで

(5) 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

13 企画提案書の作成方法

(1) 「8 審査基準」を参考に、具体的な実施内容を企画提案書に示すこと。また「4 業務内容」に記載のない独自の提案があれば企画提案書に示すこと。

(2) 別紙2「企画提案書」を1ページ目とし、2ページ目に目次をつけ、以降、企画提案の内容とすること。なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、

過去に実施した関連施策に係る主な実績を記載し、事業実績を示す書類（契約書の表紙など該当ページのみで構わない）の写しを1部添付すること。また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載すること。

- (3) 北海道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。また、国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認定証（写し）を提出すること。
- (4) 企画提案書の様式は特に定めないが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、両面印刷（読むことが可能な範囲で2in1印刷でも構わない）とすること。
- (5) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク、従業員名等、提案者が特定できる字句、図柄は一切使用しないこと。
- (6) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現とすること。
- (7) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (8) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。

14 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。日時、場所等は別途通知する。
- (2) プレゼンテーションでの説明は、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の補足説明や追加資料の配付は認めない。
- (3) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とする場合がある。

15 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めない。
 - ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
 - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
 - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。
 - ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
 - イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
 - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

16 その他

- (1) 本公募型プロポーザルに係る説明会は実施しない。質問等がある場合は、個別に説明するので「17 問い合わせ」に照会すること。なお、問い合わせに対する回答は、随時、当課ホームページ上で公表する。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なす。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なす。
- (5) 提出された参加表明書又は企画提案書等の提出書類は返却しない。委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 選定者決定後、提出のあった企画提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合があるので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ企画提案者の承諾を得たものとして扱う。
- (7) 提出された書類は、北海道において必要な場合、複製することがある。
- (8) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

17 問い合わせ

北海道経済部観光局観光振興課（観光企画） 青柳・高田
〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎9階）
TEL：011-206-6596（直通） FAX：011-232-4120